

特記事項（長期継続契約）

- 1 入札に係る賃貸借は長期継続契約です。長期継続契約については、翌年度以降の予算が減額または削除になった場合は、契約が変更または解除となる場合があります。
ただし、その場合落札者に損害が生じたときは東総地区広域市町村圏事務組合と協議のうえ損害の賠償を請求することができます。
- 2 賃貸借料の入札に当たっては10%に相当する金額を含まない、月額で入札してください。（契約金額は見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）
- 3 入札した物件のカタログを持参してください。
- 4 賃貸借期間は納入日から4年間となります。賃貸借期間中の契約書の作成は初年度のみとなります。ただし、税率が変更になった場合、変更契約書を作成するものとします。
- 5 納期は令和3年4月1日から5月末日までとします。可能な限り4月末日までに納車を完了できるよう努めてください。
- 6 原則、登録即日納車を行うものとしますが、特段の理由がある場合、登録日の翌日に納車を可とします。
- 7 車検や保守点検時に代車は原則不要とします。ただし、平日3日以上使用ができない場合は代車を用意してください。また、引き取りサービスは不要です。
- 8 冬タイヤは不要です。また、パンク（修理不能）や破損による交換の場合は、事故扱いと考え、契約外とします。